

厚生労働大臣が定める掲示事項

(令和 7 年 3 月 1 日現在)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

1.入院基本料について

●4 階東病棟・4 階西病棟・5 階東病棟・5 階西病棟・8 階病棟 (回復期リハビリテーション病棟入院料 1)

当病棟では、1 日に入院患者 13 人に対して 1 人以上の看護職員、入院患者 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝 8 時 30 分～夕方 17 時まで、看護職員一人あたりの受け持ち患者数は 4～5 人です。
- ・夕方 17 時～朝 8 時 30 分まで、看護職員一人あたりの受け持ち患者数は 14 人です。

●6 階病棟(障害者施設等入院基本料 10 対 1 入院基本料)

当病棟では、1 日に入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員、入院患者 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝 8 時 30 分～夕方 17 時まで、看護職員一人あたりの受け持ち患者数は 4～6 人です。
- ・夕方 17 時～朝 8 時 30 分まで、看護職員一人あたりの受け持ち患者数は 10～12 人です。

2.入院時食事療養費(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出について

当病院は、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食:午前 7 時 30 分、昼食:午後 0 時、夕食:午後 6 時以降)、適温で提供しています。

3.明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、2 階受付にてその旨お申し出ください。

4.保険外負担に関する事項について

当院では、個室使用料、診断書・証明書などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしています。

●特別療養環境の提供

1 日分の料金で深夜 0:00 を起算としての負担となります。

▷[特別療養環境室一覧](#)

●診断書・証明書及び保険外負担に係る費用

文書料は、診断書の内容により料金が異なりますので、詳細は病棟事務または受付窓口にてご確認ください。

▷[文書料・自費徴収一覧](#)

5.医療情報取得加算、医療 DX 推進体制整備加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、患者に対して、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

また、マイナ保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

6.後発医薬品使用体制加算 1、バイオ後続品使用体制加算について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従い、後発医薬品、バイオ後続品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直しなど、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたっては、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

※「バイオ医薬品」とは

細胞、酵母、細菌などから産生されるタンパク質由来の医薬品のことを「バイオ医薬品」と言います。国内で承認された「バイオ医薬品」は一定期間を過ぎると他社でも発売可能となります。また、同等・同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、いろいろな製薬会社から発売される医薬品のことを「バイオ後続品(バイオシミラー)」と言います。

7.一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

8.情報通信機器を用いた診療

初回の短期入院および 3 ヶ月以上期間を空けて短期入院される患者さまを対象に、入院前オンライン診療をお願いすることがあります。

入院前相談外来や短期入院された際にオンライン診療の説明をいたします。当院から一方的にオンライン診療をすることはありません。

ご自宅での状況を確認することで、スムーズな治療・ケアを確保することを目的としていますので、薬の処方はありません。

オンライン診療は必ず患者さまご本人がいらっしゃる場所で実施されるようお願いします。

9.患者相談窓口について

当院では、「患者相談窓口」を2階総合受付に設置しておりますので、お気軽にご利用ください。診療内容に関すること、医療費に関すること、職員の接遇に関すること、退院後のこと、病気に関するいろいろな相談事、患者さんの立場に立ち、問題解決のためのお手伝いをします。